

大阪市規則第114号

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第9条 条例別表第2の7の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 〔(1) 略〕 (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報 〔ア～ス 略〕 セ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の <u>児童手当</u> の支給に関する情報 〔ソ～チ 略〕 〔(3)～(6) 略〕 第16条 条例別表第2の14の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、	第9条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 〔同左〕 〔ア～ス 同左〕 セ 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項 <u>（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）</u> の支給に関する情報 〔ソ～チ 同左〕 〔(3)～(6) 同左〕 第16条 〔同左〕

同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔(1) 略〕

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当受給証明書に関する事務 次に掲げる情報

〔ア・イ 略〕

ウ 当該証明書を交付される者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

〔(3)～(6) 略〕

第19条 条例別表第2の17の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第2項の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

(2) 児童手当法第9条第1項の児童手当の

〔(1) 同左〕

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当証書に関する事務 次に掲げる情報

〔ア・イ 同左〕

ウ 当該証書を交付される者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

〔(3)～(6) 同左〕

第19条 〔同左〕

(1) 児童手当法第7条第1項（同法第17条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。）若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

(2) 児童手当法第9条第1項（同法附則第

額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

- (3) 児童手当法第12条第1項の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 死亡した当該請求に係る未支払の児童手当の支払を受けるべき者に係る市町村民税に関する情報

- (4) 児童手当法第26条第1項若しくは第3項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

- (5) 児童手当法第28条の資料の提供等の求めに関する事務 当該資料の提供等の求めに係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

〔(6) 略〕

第22条の2 条例別表第2の20の2の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当

2条第4項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

- (3) 児童手当法第12条第1項（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 死亡した当該請求に係る未支払の児童手当又は特例給付の支払を受けるべき者に係る市町村民税に関する情報

- (4) 児童手当法第26条（同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

- (5) 児童手当法第28条（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 当該資料の提供等の求めに係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

〔(6) 同左〕

第22条の2 〔同左〕

該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報 [ア～ウ 略] エ 小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童手当法第8条第1項の<u>児童手当</u>の支給に関する情報 [オ 略] [(2)～(4) 略] 第23条 条例別表第2の21の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務に準じて行う事務 次に掲げる情報 [ア～セ 略] ソ 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項の<u>児童手当</u>の支給に関する情報 [タ・チ 略] [(2)～(6) 略]	(1) [同左] [ア～ウ 同左] エ 小学校就学前子どもを監護又は養育する者に係る児童手当法第8条第1項 <u>(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)</u>の児童手当又は特例給付の支給に関する情報 [オ 同左] [(2)～(4) 同左] 第23条 [同左] (1) [同左] [ア～セ 同左] ソ 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項 <u>(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)</u>の児童手当又は特例給付の支給に関する情報 [タ・チ 同左] [(2)～(6) 同左]
--	--

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年大阪市条例第78号。以下「改正条例」という。）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の特定個人情報については、この規則による改正後の大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 9 条、第22条の 2 及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正条例附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の事務については、改正後の規則第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和 6 年 9 月30日揭示済)